



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

内閣総理大臣 岸田文雄様  
経済安全保障担当大臣 高市早苗様  
経済産業大臣 西村康稔様

## 首相の靖国神社への玉串料奉納、および閣僚の靖国神社参拝に抗議する

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、政教分離原則の遵守を求め、首相や閣僚らが靖国神社に参拝及び玉串料を奉納することに対して、一貫して抗議を続けて来た。今月、8月7日にも、参拝及び玉串料の奉納を行わないよう要請したばかりである。それにもかかわらず、首相は8月15日、靖国神社に玉串料を奉納し、高市早苗経済安全保障大臣は同日に、西村康稔経済産業大臣は8月21日に参拝した。

さらに、首相の靖国神社への玉串料奉納は「自民党総裁」の名で、つまり公的な立場を表明して行われたものであり、高市早苗経済安全保障大臣も「国务大臣 高市早苗」と記帳し、西村康稔経済産業大臣も「衆議院議員 西村康稔」と記帳し、公的な立場での参拝であることが表明された。これらの行為は、日本国憲法第20条3項の政教分離原則に明確に違反し、第99条の憲法尊重擁護義務を侵害する行為というほかない。

かつて、戦前・戦中の国家神道体制下において、靖国神社は軍国主義の精神的支柱とされ、国民の思想統制の道具となり、その結果300万人を超える日本人、2000万人ものアジア諸国の人々のいのちを奪う悲惨な結末をもたらした。この歴史の反省に基づいて、政教分離原則は定められたのである。従って、首相及び閣僚が同神社への参拝等を行なうことは、日本国憲法に明確に違反する行為であるのみならず、アジア・太平洋戦争において国内外に甚大な被害をもたらした事実に対する歴史的反省を全く欠くものと言わざるを得ない。

特に、2022年2月から始まったロシアのウクライナ侵攻に乗じた脅威論の醸成、さらには安保関連3文書の閣議決定などにより、政府は戦争への備えを着々と進めている。このような中で、首相及び閣僚が靖国神社へ参拝等を行ったことは、あたかも戦死者を靖国神社に合祀する備えをしているかのようである。

私たちは、首相及び閣僚が、敗戦78年のこの年であってもなお、国策を誤り侵略加害の罪責を犯した歴史への反省に立たず、日本国憲法尊重擁護義務をないがしろにし、政教分離原則を侵害したことに對して、嚴重に抗議する。

2023年8月28日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会  
委員長 星出卓也